

平成 27 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会 議 録

平成 27 年 2 月 17 日 開会
平成 27 年 2 月 17 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 17 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議決事件の条項、字句等の整理	16
○閉会	17
○会議録署名	18

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 10 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 石井 由己雄

- 1 期日 平成 27 年 2 月 17 日(火)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(25 名)

1 番 清水 保 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君	6 番 岩下良一 君
7 番 石川 壽 君	8 番 福井俊克 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神澤敏美 君	12 番 川口信子 君	14 番 内藤 優 君
15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君
18 番 秋山 勇 君	19 番 深澤平助 君	20 番 山口勝也 君
21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

不応招議員(1 名)

13 番 井口 貢 君

欠員(1 名)

11 番

平成 27 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 27 年 2 月 17 日(月)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 平成 26 年山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 4 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 9 議案第 5 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10 議案第 6 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程に同じ

出席議員(25 名)

1 番 清水 保 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君	6 番 岩下良一 君
7 番 石川 壽 君	8 番 福井俊克 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神澤敏美 君	12 番 川口信子 君	14 番 内藤 優 君
15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君
18 番 秋山 勇 君	19 番 深澤平助 君	20 番 山口勝也 君
21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

欠席議員(1 名)

13 番 井口 貢 君

欠員(1 名)

11 番

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 石井由己雄君 事務局長 武井俊一君 事務局次長 小俣正春君
業務課長 功刀 正君 会計管理者 小澤まゆみ君 業務課資格管理担当リー

ダー 吉野恭子君 業務課給付担当リーダー 関戸 治君 業務課庶務担当リー
ダー 齊藤 岳君

事務局職員出席者

書記長 松井和洋 書記 中島ひと美 書記 渡邊宗一郎

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(太田利政君) ただいまから、「平成27年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は25人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。13番井口貢君より欠席の届けがありました。なお、11番の上野原市につきましては、久島議員の任期満了後、後任議員が未だ選任されておられませんので、空席となっております。

次に、地方自治法 第235条の2第3項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法 第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、石井広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 石井広域連合長。

○広域連合長(石井由己雄君) 皆さん、こんにちは。今日は朝方、雪がありましたが、公私とも大変お忙しいところ、ご苦労様でございます。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の皆さま方のご参集をいただき、平成27年第1回定例会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆さまには、平素から当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、現在、後期高齢者医療制度を含む各医療保険制度につきましては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を構築するための様々な議論がされているところであり、今年1月13日には、政府の「社会保障制度改革推進本部」において、保険料軽減特例の見直しや、高齢者の特性に応じた保健事業の実施、国保の広域化などを含む「医療保険制度改革骨子」が決定され、この骨子に基づき、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、本年の通常国会に所要の法案を提出するものとしております。

当広域連合におきましては、これら国の動向を注視しながらも、高齢者が安心して医療を受けられるよう、各市町村と連携しながら、制度の円滑な運営に誠心誠意取り組んでまいりますので、皆さまの更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、「個人情報保護条例及び後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正案」「平成 26 年度一般会計及び特別会計補正予算案」「平成 27 年度一般会計及び特別会計予算案」の 6 議案を提案させていただきます。

それぞれの案件につきましては、後ほど詳細な説明を申し上げますが、何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、私事で大変恐縮でございますが、広域連合長という大役を仰せつかり 2 年が経過いたしました。ここを一つの区切りと考え、本年 3 月 31 日をもちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。

就任以来、皆さまには、大変なご厚情とご支援を賜り、お陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より御礼申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【議員の議席の指定】

●議長(太田利政君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました、3名の議員を会議規則第4条第2項の規定により、6番葦崎市選出岩下良一君、7番南アルプス市選出石川壽君、10番笛吹市選出神澤敏美君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番川口信子君、15番近藤文男君を指名します。

【会期の決定】

●議長(太田利政君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(太田利政君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。5番古見金弥君、12番川口信子君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました古見金弥君及び川口信子君を選任することにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました古見金弥君及び川口信子君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第 5 議案第 1 号】

●**議長(太田利政君)** 次に、日程第5議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(太田利政君)** 武井事務局長。

○**事務局長(武井俊一君)** 議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、特定個人情報保護評価についても審査、点検が可能となるよう本条例の一部を改正するものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、小俣次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(太田利政君)** 小俣次長。

○**事務局次長(小俣正春君)** 次長の小俣です。よろしくお願いいたします。

条例改正の詳細について説明いたします。資料1「条例説明書」1ページをお願いいたします。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制と言われております。この制度の導入に伴い、特定個人情報の漏えい等の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。実施にあたりましては、第三者機関による評価書の点検を行う必要があります。

現行の条例での個人情報保護審査会の役割は、不服申し立てに関する審査に限られておりますので、評価書の点検についても可能となるよう改正を行うものであります。

改正条文であります。2ページの新旧対照表をお願いします。

第44条第1項中「不服申し立てについて」の次に「並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による特定個人情報の適正な取扱いについて」を加える。施行期日は、平成27年4月1日であります。以上です。

●**議長(太田利政君)** 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(太田利政君)** ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(太田利政君)** ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(太田利政君)** 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●**議長(太田利政君)** 次に、日程第6議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

条例改正の提案理由であります。保険料軽減特例が継続されることとなったため、条例の効力の期限を平成28年3月31日まで延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、功刀業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは、詳細について説明させていただきます。

別冊の資料1「条例説明書」の3ページをご覧ください。

まず、要旨であります。後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例は、国の後期高齢者医療制度臨時特例交付金を基金に受け入れ、これを財源として運営されている。平成27年1月14日平成27年度政府予算案が閣議決定され、後期高齢者医療制度に係る予算措置として、これまで同様、保険料軽減特例が継続されることとなった。これに基づき、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の期限を1年間延長する。これが要旨であります。

次に、内容であります。附則第2条中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

施行期日につきましては、本年4月1日からとするものであります。

次に、4ページの新旧対照表であります。附則第2条は「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

以上が、議案第2号の条例改正案の内容であります。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第3号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第7議案第3号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 議案第3号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について」ご説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額は、補正前と変更ございませんが、歳出の予算について組み替えの補正を行うものであります。

6ページをご覧ください。歳出の補正であります。2款「総務費」1項「総務管理費」において職員時間外勤務手当と職員給与等負担金の不足分、合わせて380万1千円を増額し、4款「諸支出金」1項「基金費」において、その増額分380万1千円を減額するものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、小俣次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小俣事務局長次長。

○事務局長(小俣正春君) 詳細であります。別冊資料2「予算説明書」1ページからの補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳入につきましては、補正はありませんので、歳出について説明いたします。

3ページをお願いいたします。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」380万1千円増額するものであります。内容につきましては、3節「職員手当等」を50万1千円の増額。主な理由であります。12月に実施しました会計検査院による実地検査及び関東厚生局による技術的助言等の資料の作成により、超過勤務が増加したため、手当が不足したものであります。

19節「負担金補助及び交付金」を330万円増額。主な理由であります。派遣元市町村職員給与等負担金で、派遣元の各市町村が給与改定をしたことによる給与の上昇分180万円及び保険料の事業所負担分の見込み誤りによるものであります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」の積立金380万1千円減額し、1,825万5千円の積み立てとするものであります。

以上が、平成26年度一般会計補正予算の詳細であります。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第8議案第4号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 議案第4号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明させていただきます。議案書の7ページをご覧ください。本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ845万6千円を減額し、それぞれ952億5,958万2千円とするものでございます。

8ページをご覧ください。歳入の主な内容であります。項の欄でございますが、「市町村負担金」において、保険料軽減措置制度による保険基盤安定負担金の減額、「国庫補助金」において、人間ドック事業などへの調整交付金の増額及び平成26年度の保険料軽減特例措置に係る円滑運営臨時特例交付金の減額、現役世代からの支援金である「支払基金交付金」において、所得更正等による自己負担の区分変更に伴う増額、「基金繰入金」において、基盤安定負担金の減額分を給付費に充てるためなどの給付基金繰入金の増額であります。

9ページをご覧ください。次に、歳出の主な内容であります。やはり、項の欄でございますが、「療養諸費」において、レセプト枚数の増加による審査支払手数料の増額、「特別高額医療費共同事業拠出金」において、拠出金の決定などによる増額、「健康保持増進事業費」において、市町村が実施する人間ドック事業の確定による補助金の増額、「基金積立金」において、平成26年度の保険料軽減特例措置に係る国庫補助金の確定に伴う臨時特例基金への積立金の減額及び国・県・市町村への返還金などが生じたための財源とするための給付基金への積立金の減額、「償還金及び還付加算金」において、会計検査院の指摘により、療養給付費負担金などの返還が生じたための増額であります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、功刀業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（太田利政君） 功刀業務課長。

○業務課長（功刀正君） それでは、詳細につきまして、資料2「予算説明書」の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の5ページからが特別会計の補正予算になります。

6ページは歳入、7ページが歳出の総括表であります。初めに、歳入から説明いたします。8ページをご覧ください。

まず、1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」3目の「保険基盤安定負担金」5,036万6千円の減額は、今年度の保険料軽減額が見込みより減少したため、保険料軽減分を補てんする負担金が減額となったものであります。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目の「調整交付金」1,973万円の増額は、市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額分1,960万5千円と、懇話会に係る費用の財源が当初の保険者機能強化事業補助金から調整交付金へ変わったための12万5千円であります。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2節「保険者機能強化事業補助金」12万5千円の減額は、先ほどの懇話会に係る費用の財源が調整交付金へ変わったためのものであります。3節「特別高額医療費共同事業補助金」119万6千円の増額は、拠出金の額の確定による国庫補助金の増額であります。

3目「円滑運営臨時特例交付金」3,488万6千円の減額は、今年度の保険料軽減額が見込みより減少したためのものであります。

4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」2節「過年度分」1,115万6千円の増額は、平成21年度から平成24年度の被保険者の自己負担割合の変更に伴う追加交付であります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」63万3千円の増額は、1件400万円を超える著しく高額な医療の給付に係る交付金で、今年度末までの見込みによる増額であり

ます。9 ページをご覧ください。

7 款「繰入金」2 項「基金繰入金」1 目の臨時特例基金繰入金 12 万 5 千円の増額は、この基金を活用する特別対策事業の、市町村が行う後期高齢者医療制度の広報等に係る経費について、実施市町村の事業費が確定したことにより、増額するものであります。

2 目の後期高齢者医療給付基金繰入金 4,408 万 1 千円の増額は、保険基盤安定負担金が減額となったための医療給付の不足分に充当するため、増額するものであります。次に、歳出であります。10 ページをご覧ください。

1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」19 節の「負担金補助及び交付金」12 万 5 千円の増額は、市町村が行う後期高齢者医療制度の広報等に係る経費について、実施市町村の事業費が確定したことによる増額であります。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」1 目の「療養給付費」は、財源更正であります。市町村支出金の減額分を支払基金交付金、特別高額療養費共同事業交付金及び繰入金で賄うものであります。2 目の「訪問看護療養費」も同様に財源更正であります。11 ページをご覧ください。

5 目の「審査支払手数料」410 万円の増額は、審査件数の増加により補正するものであります。

6 目の「療養費」は、財源更正であります。

2 項の「高額療養諸費」と次の 12 ページの 3 項「その他療養給付費」は、すべて財源更正であります。

4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」260 万円の増額は、1 件 400 万円を超える著しく高額な医療費を全国の広域連合で負担するための事業への拠出金で、今年度末までの見込みによる増額であります。

5 款「保健事業費」1 項「健康保持増進事業費」2 目「その他健康保持増進費」1,960 万 5 千円の増額は、市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額であります。

6 款「基金積立金」1 項「基金積立金」1 目「臨時特例基金積立金」の 3,488 万 6 千円の減額は、今年度の保険料軽減額が見込みより減少し、国からの交付金が減額になったためであります。13 ページをご覧ください。

2 目の「後期高齢者医療給付基金積立金」の 2,181 万 1 千円の減額につきましては、のちほど出てきます。国・県及び市町村への返還金に充てるため、この基金の積み立て分を減額するものであります。

7 款の「公債費」は、財源更正であります。

8 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」2 目の「償還金」2,181 万 1 千円の増額は、平成 25 年度の会計実地検査の指摘による療養給付費負担金の国・県・市町村への返還金、また高額医療費負担金の国・県への返還金であります。

返還金についての内訳であります。高額医療費負担金につきましては、昨年 10 月の第 2 回定例会で説明させていただいておりますが、平成 22 年度から平成 24 年度の国の負担金が 731 万円過大交付を受けた指摘であります。その後の厚生労働省からの指示により、平成 20、21 年度分も含め 850 万円程の返還になり、県にも同様に 850 万円程の返還になります。

また、療養給付費負担金につきましても、平成 25 年度の会計検査で指摘を受けておりまして、所得更正により自己負担額が変更になった方の療養給付費負担金を、国、県、市町村に合計 480 万円程返還するものであります。この返還に関連しまして、先ほど歳入で説明しましたが、4 款の支払基金交付金につきましては、追加交付となっております。

以上が、平成 26 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 22番後藤政行君。

○22番 後藤政行君 歳出の面の一番最後に説明をいただきました償還金の件でちょっと教えてもらいたい。

先ほどの説明だと、会計検査院の指摘等を受けて22年度から24年度の療養給付費とかいろいろ説明があったけれども、これは事務当局の事務ミスってことではないのですか。事務ミスでこのようなことが発生したのか。その辺の説明をお願いしたい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えします。事務ミスかって言うことですが、大雑把に言えば事務ミスと言うことになってしまうのですが、去年の10月の時に定例会で説明をさせてもらっているのですが、国のほうに高額医療費の負担金を請求するのですが、この交付要綱等に適切な控除の方法について具体的な定めがなかったということもありまして、ほとんどの広域連合、全国の広域連合でこの問題が発生しました。それが平成25年の会計検査院の指摘でありまして、高額医療費とそれから療養費の両方とも返還するようという指示になりました。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 22番後藤政行君。

○22番 後藤政行君 この問題は、いつか新聞紙上にも載ったような記憶がするのですよ。当然、還付とあれば、利子も付けて返さなければいけないという感じがするのですが、どのくらいの不利益を、還付の加算金というか還付の利子税というか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) 支払いは今からなのですが、還付加算金について、特にする予定はないというか、国のほうからもそこまで支払うというような指示は来ておりませんので、その実際に余計に交付された分だけ返すということになります。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 22番後藤政行君。

○22番 後藤政行君 国と県のやり取りは多分この年度が終わって、こういったものは精算すると思うのです。その年度で出来る訳ないから。ということは、やっぱり事務ミスがないようお願いする程度です。

今の話だと事務ミスではないという話だけれども、どうなのですかね。その辺はもっと心配りや念入りにしてもらいたいと思います。以上です。

●議長(太田利政君) 他にありますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第5号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第9議案第5号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 議案第5号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」ご説明させていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。平成27年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,041万6千円であり、前年度と比較して1,270万9千円の増額となっております。一般会計は、歳入として構成市町村から負担金を受け入れ、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用及び特別会計の事務費に充てる繰出金等の歳出に、これを充当する内容となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしましたが、詳細につきましては、小俣次長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小俣事務局長次長。

○事務局次長(小俣正春君) それでは、平成27年度一般会計当初予算について説明いたします。別冊資料2「予算説明書」15ページからの一般会計予算事項別明細書に基づいて説明いたします。

初めに、歳入であります。18ページをお願いいたします。

1款「分担金及び負担金」4億7,998万円2千円は、構成市町村から事務費共通経費及び9市町村からの連携端末追加設備分であります。負担金の算出方法であります。広域連合規約の規定によりまして、均等割と人口等を按分し、年4回に分けて納入されます。

4款「財産収入」43万円は、事務費負担金を積み立てる「財政調整基金」・保険料の軽減等に係る国庫補助金を積み立てておく「臨時特例基金」の資金運用による利子分であります。

5款「繰入金」6款「繰越金」並びに7款「諸収入」につきましては、収入額が未定のため、科目設定となっております。

歳入につきましては、以上であります。

引き続き、歳出について説明いたします。19ページをお願いいたします。なお、右端の説明欄には主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。

1款「議会費」124万9千円、会議の開催予定としましては、定例会2回、臨時会1回、全員協議会1回を予定しております。主な見込みであります。議員27名の報酬84万円及び費用弁償25万9千円あります。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億7,172万9千円を見込んでおります。主な支出予定であります。3節「職員手当等」726万4千円は、派遣職員20名の通勤手当に489万6千円、時間外勤務手当に200万8千円を見込んでおります。

20ページをお願いします。11節「需用費」187万1千円は、追録などの消耗品に75万円、光熱水費に84万円などあります。12節「役務費」148万6千円は、郵送料などの通信運搬費に62万7千円、レセプトの廃棄料などの手数料に50万2千円などあります。13節「委託料」595万5千円の主な支出予定は、財務会計システム及びグループウェア

一保守委託料に475万9千円、条例等整備委託料に115万6千円を見込んでおります。14節「使用料及び賃借料」1,457万6千円の主な支出予定であります。LGWAN接続料等の使用料に73万1千円、事務所及び書類保管用の倉庫等の借上げに、913万4千円、公用車2台等の車両借上げに72万5千円、内部情報系パソコンの借上げ及びシステムのリース料に391万2千円を見込んでおります。19節「負担金補助及び交付金」1億4,022万6千円主な支出予定は、派遣職員20名分の給与等を派遣元の市町村に1億4,015万9千円を見込んでおります。

2款1項2目「公平委員会費」6万4千円は、委員3名の報酬と旅費であります。

2款2項1目「選挙管理委員会費」8万6千円の支出予定は、委員4名の報酬と費用弁償であります。

2款3項1目「監査委員費」38万4千円は、委員2名による月例監査などに係る報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億547万3千円は、特別会計への繰出金で、前年度より745万2千円の増額となっております。増額の主な理由としましては、受診者の増加による診療報酬明細書の点検枚数の増加及びマイナンバー制導入準備のための委託料であります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」3万1千円は、積立金及び基金利子を見込んでおります。2目「臨時特例基金費」は、利子の積立金40万円を予定しております。

5款「予備費」につきましては、100万円計上しております。

以上が、平成27年度一般会計予算の詳細説明であります。よろしくお願いたします。

●**議長(太田利政君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(太田利政君)** ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(太田利政君)** ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(太田利政君)** 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第6号】

●**議長(太田利政君)** 次に、日程第10議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(太田利政君)** 武井事務局長。

○**事務局長(武井俊一君)** 議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

平成27年度の特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ963億9,303万2千円であり、前年度と比較して23億1,678万円の増額となっております。特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国・県・市町村からの負担金及び支払基金からの支援金などを財源として医療給付を主に行っております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、功刀業務課

長から説明させますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) それでは、詳細につきまして、資料2「予算説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。

27ページからが特別会計の事項別明細書になります。28ページが歳入、29ページが歳出の総括表になります。

次の30ページをご覧ください。初めに、歳入から説明いたします。

1款「市町村支出金」1項の「市町村負担金」は、合計で154億315万3千円で、前年度より2億7,070万1千円の増額であり、約1.7%の伸びとなっております。これは、医療給付費の増加、また被保険者の増加によるものであります。1目の「保険料等負担金」58億8,181万5千円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者の増加により、前年度に比べ8,199万4千円の増額となっております。2目の「療養給付費負担金」の1節「現年度分」75億4,531万6千円は、給付費の12分の1相当額となる、療養給付費等に係る市町村の定率負担分であります。3目の「保険基盤安定負担金」19億7,602万1千円は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減分の補てんのための負担金であります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目の「療養給付費負担金」1節の「現年度分」226億3,594万9千円は、給付費の12分の3相当額となる、療養給付費等に係る国の定率負担分であります。2目の「高額医療費負担金」1節の「現年度分」3億1,410万7千円は、レセプト1件当たり80万円を超える部分の医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国が負担するものであります。

31ページをご覧ください。2項「国庫補助金」1目の「調整交付金」84億4,980万円は、各広域の財政力に応じて補助されるものであり、療養給付費等の12分の1を目途に交付される普通調整交付金84億538万3千円と人間ドック助成事業等に充てるための特別調整交付金4,441万7千円であります。2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」4,264万8千円は、国の制度による事業費補助金であります。1節の「健康診査事業補助金」3,270万8千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、基準額の3分の1以内で補助されます。2節の「医療費適正化等推進事業費補助金」553万4千円は、医療費適正化及び収納対策事業に対する補助金であり、事業費の2分の1が補助されます。3節の「特別高額医療費共同事業補助金」440万6千円は、400万円を超える著しく高額なレセプトのうち200万円を超える部分について、全国の広域連合が共同で負担する事業の、当広域連合の拠出金に対する補助金が交付されるものであります。3目の「円滑運営臨時特例交付金」6億6,391万円は、平成27年度保険料軽減分の補てんとして交付されるもので、臨時特例基金へ積み立てられます。4目の「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものであります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目の「療養給付費負担金」1節の「現年度分」75億4,531万6千円は、給付費の12分の1相当額となる療養給付費等に係る県の定率負担分であります。2目の「高額医療費負担金」1節の「現年度分」3億1,410万7千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、国と同様の4分の1が交付されます。

32ページをご覧ください。2項「財政安定化基金支出金」1目の「財政安定化基金交付金」は、保険料が予定収納率を下回ったり、給付費が見込みを上回る場合の財源不足に対応するための、基金からの交付金であります。科目設定するものであります。

3項「県補助金」1目の「後期高齢者医療保健事業費補助金」3,270万8千円は、市町

村が実施する健診事業への県の補助金であり、国と同様、基準額の3分の1で補助されま
す。

4款1項「支払基金交付金」1目の「後期高齢者交付金」1節の「現年度分」391億257
万7千円は、若者世代からの支援金であり、療養給付費等のおよそ4割に当たる金額が交
付されるものであります。

5款の「特別高額医療費共同事業交付金」788万9千円は、1件400万円を超える著しく
高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金であります。

6款「財産収入」1項「財産運用収入」1目の「利子及び配当金」50万円は、特別会計
で管理する医療給付基金で生じた利子分であります。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目の「一般会計繰入金」3億547万3千円は、
各市町村からの事務費負担金であります。

33ページをご覧ください。2項「基金繰入金」1目の「臨時特例基金繰入金」7億1,617
万3千円は、保険料の特例軽減措置の補てん及び広報等に係る費用に充てるため、繰り
入れるものであります。2目の「後期高齢者医療給付基金繰入金」7億5,230万6千円は、
保険給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積み立てた基金から繰り入れ
るものであります。

8款の「繰越金」は、前年度からの繰越金であります。金額が確定していないため、
科目設定するものであります。

9款の「県財政安定化基金借入金」は、保険料の未納、給付費の増加等による財源不
足に対する無利子の貸付けですが、前年度同様、科目設定であります。

10款「諸収入」1項「延滞金、加算金及び過料」の1目「延滞金」2目「過料」及び3
目「加算金」は、いずれも科目設定であります。

2項「預金利子」1目の「預金利子」につきましても、科目設定であります。

34ページをご覧ください。3項「雑入」1目の「第三者納付金」1億円は、第三者行為
によって生じた給付の損害賠償金等であります。2目の「返納金」640万円は、所得更
正等による医療給付費の返納金であります。3目の「雑入」は、科目設定であります。

以上が、歳入であります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。35ページをご覧ください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目の一般管理費は、3億1,563万7千円で前年度よ
り805万9千円、率にして約2.6%の増であります。主な内容であります。1節「報酬」
3節「職員手当等」4節「共済費」及び7節の「賃金」は、いずれも嘱託職員及び臨時職
員に係る人件費であります。8節の「報償費」は、懇話会委員の報償金で年3回の開催を
予定しております。また、市町村の担当職員を対象とした、保険料収納対策研修の講師
謝礼として5万円を計上いたしました。9節の「旅費」は、懇話会開催時の費用弁償、保
険料収納対策研修講師の費用弁償、職員の普通旅費であります。11節の「需用費」は、
事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費であります。12節の「役務費」
は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及びレセプトに係る各種手
数料等であります。

36ページをご覧ください。13節の「委託料」は、標準システムに係る委託料、レセ
プトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等々、説明欄に記載
のとおりであります。前年度より590万円余り増加しております。これは、診療報酬
の資格確認件数の増加や番号制度に対応するためのシステム改修、また、新たにジェネ
リックの効果測定を行うための国保連合会への委託料などであります。14節の「使用料
及び賃借料」は、懇話会等の会場借上料及び標準システムの広域連合分及び市町村分に
係るリース料であります。19節の「負担金補助及び交付金」は、保険者協議会への負担
金等であります。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」のうち、1目の「療養給付費」896億7,819万6千円が、通常の医療給付になります。前年度より21億8,969万1千円増加しております。

37ページをご覧ください。2目の「訪問看護療養費」3億1,202万3千円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用であります。

3目の「特別療養費」10万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要する療養給付費等であります。

38ページをご覧ください。4目の「移送費」200万円は、医師の指示により、病院等に一時的、緊急的に移送されたときの移送費用であります。5目の「審査支払手数料」2億7,258万7千円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、332万4,222件を見込んでおります。6目の「療養費」10億8,489万3千円は、補装具、柔道整復等、やむを得ない事情で療養の給付等を受けずに診療等を受けた費用であります。

39ページをご覧ください。2項「高額療養諸費」1目の「高額療養費」34億4,523万9千円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものであります。2目の「高額介護合算療養費」1億円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の1年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

40ページをご覧ください。3項「その他医療給付費」1目の「葬祭費」3億7,975万円は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に5万円を支給するもので、7,595件を見込んでおります。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、400万円を超える著しく高額なレセプトの200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための拠出金であります。過去の実績から、1目の「共同事業拠出金」に950万円、2目の「事務費」への拠出金に8万円を見込んでおります。

5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目の「健康診査費」6,541万6千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。2目の「その他健康保持増進費」4,000万円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業などの健康づくり事業への補助金であります。

41ページをご覧ください。

6款「基金積立金」1項「基金積立金」1目の「臨時特例基金積立金」6億6,391万円は、平成27年度の保険料軽減分の補てんとして交付される、円滑運営臨時特例交付金を積み立てるものであります。2目の「後期高齢者医療給付基金積立金」は、前年度の剰余金を積み立てる基金ですが、平成26年度の額が確定していないため、基金の利息分50万円のみを計上しております。

7款「公債費」は100万円で、資金運用上、一時借り入れをした場合の利子を計上したものであります。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目の「保険料還付金」2,000万円は、保険料の賦課更正等による還付金であります。

42ページをご覧ください。2目の「償還金」は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定であります。3目の「還付加算金」20万円は、保険料を還付する際の還付加算金であります。

9款「予備費」は、前年度と同様、200万円を計上しております。

以上が、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の内容であります。よろしく願いたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑

を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 1番清水保君。

○1番 清水保君 ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど補正予算のところでは訊けばよかったのかと思うのですが、先ほどから高額医療の関係が出ていますが、この県の高齢者医療の中で、400万円を超える医療費の件数と最高額がだいたいどのくらいだったのか、予算も含めて。そして、全部の拠出金は、全国の数で請求負担で負担金を組んでいると思うのですが、県内の400万円を超える医療費の件数と1件の最高額がどれくらいなのか、そこだけ教えていただきたい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) お答えします。今数字のほうの手元にないので、後程でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 1番清水保君。

○1番 清水保君 多分、年度をまたがって医療を掛かっていると、区切りはつかないと思うのですが。平均的な。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君) 25年度の方は出ているはずなのですが、26年度はまだ出ていないのですが、25年度の決算の数値は分かると思いますので、後程、お伝えしたいと思います。

●議長(太田利政君) 他にありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 19番、深澤平助です。

提案された議案第6号に反対します。後期高齢者の保険料は2年ごとに改定されており、私は昨年の当議会において、保険料の値上げに反対しました。ここに提案された今年度の予算案も値上げされた保険料によって予算が組みまれているので、私は反対です。以上です。

●議長(太田利政君) 他にはありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数でございます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願

たいと思います。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので 会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「平成27年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後 15 時 45 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 天田利政

署名議員 川口信子

署名議員 近藤文男